別表十三(一)の記載要領等第一号中「損金算入)」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号。以下この号において「令和４年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第47条（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）」を、「場合又は」の次に「令和２年改正前法（」を、「令和２年法律第８号）」の次に「附則第14条第２項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法」を加え、「（次号において「令和２年旧法」という」を「をいう。以下この号及び第３号において同じ」に、「（法」を「（令和２年改正前法」に、「までの規定」を「まで（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）又は令和４年改正法第３条の規定による改正前の令和２年改正前法第47条（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定」に改め、同欄二号中「令和２年旧法」を「令和２年改正前法」に、「「特別勘定に経理した金額　⑲」」を「「特別勘定に経理した金額　㉗」」に改め、同号を同欄三号とし、同欄一号の次に次の一号を加える。

２　別表十六(九)「24」の欄に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度額（⑱×⑲/⑮）又は（⑱×⑲/⑮－１円）　⑳」の欄の記載に当たつては、当該金額（同表「26」の金額のうちに令第85条第１項第４号（保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」の欄に記載すべきこととなつた金額がある場合には、その記載すべきこととなつた金額を控除した金額）を「⑲」から控除して計算すること。

別表十三(四)の表を次のように改める。